

市有地売却のご案内

(募集要項)

受 付 随時(先着順)

時 間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(☆土日祝日は除きます)

受付場所 総務部財務課

(庁舎 4 階)

電 話 0877-24-8864

丸 亀 市

1 申込方法

買受希望者は、下記の提出書類を庶務課財産管理担当（庁舎本館 4 階）へ提出してください。なお、申請は持参によるもののみとし、郵送等による提出は受付しませんのでご注意ください。

提出先 〒763-8501 丸亀市大手町二丁目 4 番 2 1 号
丸亀市役所庁舎 4 階 財務課財産活用担当

提出書類 ◆買受申請書及び誓約書

（左側 2 箇所をホッチキス止めし、割印をしてください。）

◆印鑑登録証明書

◆住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）

*印鑑登録証明書、住民票の写し、法人登記事項証明書は発行日から 3 ヶ月以内のものを添付してください。

注意事項

- （１） 申請者を共有名義とする場合は、共有者名義者全員の印鑑登録証明書及び住民票の写しの提出が必要です。
- （２） 申請を共有名義で行わない場合は、売買物件の名義を共有にすることはできません。

2 申込期間

随時（先着順）

*土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 現地説明

売買物件の現地説明は行いません。買受希望の方は事前に現地の確認及び諸規制の状況等の調査を必ず行ってください。

4 買受申請者の資格

次の各号のいずれかに該当する者は、買受申請者となることができません。

- （１） 成年被後見人又は被保佐人
- （２） 破産者で復権を得ない者
- （３） 一般競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- （４） 市有地の売払いに関する事務に従事する丸亀市職員
- （５） 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法

律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員以外の者で、同条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。) であると認められる者

- (6) 自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められる者
- (7) 暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められる者
- (8) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (9) 第 5 号から前号までのいずれかに該当する者であると知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等これを利用したと認められる者
- (10) 第 5 号から第 8 号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合 (前号に該当する場合を除く。) に、市が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったと認められる者
- (11) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号) 第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員
- (12) 買受申請の際の誓約書の内容について誓約できない者
- (13) その他市長が不適當と認める者

5 契約締結及び売買代金納付の際の注意事項

- (1) 売払いの決定をしたときは、買受申請者に対し、売払決定通知書により通知します。
- (2) 買受申請者は、売払決定通知書を受け取った日の翌日から起算して 20 日以内に売買契約を締結しなければなりません。
- (3) 買受申請者が前項の期間内に契約を締結しない場合、又は買受申請者の資格等に違反したと認められる場合は、売払決定を取消します。
- (4) 買受申請者は、契約の締結と同時に、契約保証金を納めなければなりません。

- (5) 買受申請者は契約締結の際に、身分証明書（戸籍法第 10 条の規定に基づき発行する戸籍に関する証明書で、本籍地の市町村役場で交付されます。）を提出していただく場合があります。
- (6) 契約者は、契約締結の日の翌日から起算して 20 日以内に売買代金の全額を納めなければなりません。なお、契約者が納付した契約保証金は、売買代金の一部に充当するものとします。
- (7) 契約者が次のいずれかに該当すると認められる場合には、契約を解除し、契約者が納付した契約保証金は、市に帰属するものとします。
 - ア 申請が偽りその他不正的手段によって行われたとき。
 - イ 資格要件を欠くとき。
 - ウ 指定された日までに契約を締結しないとき。
 - エ 売買代金を指定期日までに支払わないとき。
 - オ 契約に違反したとき、又は契約に定める義務を履行しないとき。
 - カ 売払決定の取消し及び契約の解除の申出をしたとき。
- (8) 売買契約に要する費用は、契約者の負担とします。

6 所有権の移転等

(1) 所有権の移転

売買代金が全額納付されたときに売買物件の所有権の移転があったものとし、売買物件を引き渡すものとします。現地での引渡しは行いません。また、所有権の移転までの間、物件の使用はできません。

(2) 所有権の移転登記

所有権の移転登記は、売買代金の完納後、市において行いますが、その際、登記に必要な登録免許税及びその他の費用は、契約者の負担となります。

7 用途制限

土壌汚染を発生させるおそれのある事業及び使い方をすることや、社会的非難を受けるおそれのある事業等の用に供することを禁止します。また、風俗営業等の業務及び集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の事務所など、公序良俗に反する事業等の用に供することを禁止します。

「風俗営業等」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び第 4 項から第 11 項に規定する風俗関連営業をいいます。

その他不相当等と認められる事業、営業の形態及び行為の用に供することを禁止しま

す。

8 その他の注意事項

- (1) 契約の締結は、地方自治法、地方自治法施行令のほか、丸亀市の定める規則等法令の定めるところによるもののほか、この要項に基づき行います。
- (2) 追加の書類提出等、後日市から指示のあった事項については、速やかに対応してください。
- (3) 売払いする市有財産は、現況の状態で引渡しとなります。現地調査により現況を十分に把握したうえ、買受申請してください。契約後、売買物件に隠れたかしがあることが発見されても、丸亀市は責任を負いません。
- (4) 売払いする市有財産の利用に関して、法令等に基づく制限や不動産取得税等については、関係機関にお問合せください。

9 お問合せ先

〒763-8501

香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市総務部財務課財産活用担当（市役所庁舎4階）

電話番号 0877-24-8864（直通）

FAX番号 0877-24-8874

E-mail katsuyo-t@city.marugame.lg.jp（財産活用担当アドレス）